

基本目標 3 地域環境の保全

1 生活環境の保全



●現状と課題

- 国内では、生活環境に関わる項目における環境基準の達成状況は概ね改善傾向にありますが、光化学オキシダントなどの大気環境の課題のほか、閉鎖性水域の水環境の課題、重金属などによる土壌汚染、建築物中の石綿（アスベスト）などの課題が一部の地域で残されています。
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出、難分解・高蓄積性の有害化学物質による世界規模で重要な影響を与えるような汚染による影響も懸念されています。
- 本市の大気環境については、市内8か所において、大気汚染物質の常時監視の実施や大気汚染防止法・県条例及び協定に基づく立入検査などにより、大気汚染物質の削減に向けた取組を行っています。近年は微小粒子状物質（PM2.5^{※18}）が環境基準を達成するなど改善傾向ですが、大気汚染物質である光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。
- 芦田川の水環境については、計画的な下水道整備やみなし浄化槽から浄化槽への転換、啓発活動などの生活排水対策の推進により、大幅に水質が改善しており、近年は環境基準前後で推移しています。
- 今後も、工場・事業場の監視、指導や市民啓発などにより、生活環境の保全に取り組むとともに、新たな環境課題に適切に対応していく必要があります。

●施策の方向性

工場・事業場の監視・指導や市民啓発などにより、大気環境等の生活環境を保全します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
PM2.5の環境基準達成率	100%	100%
光化学オキシダント濃度 ^{注)}	0.078ppm	0.066ppm
BOD ^{※19} （6河川）の環境基準達成率	62%	100%
汚水処理人口普及率	87.1%	89.4%

注) 各測定局の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値

※18 PM2.5…大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響がある。

※19 BOD…Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水は汚れていることを示す。

1 大気・水・土壌環境の保全

ア 大気環境の保全

- 大気環境の常時監視を行うとともに、工場・事業場の監視、指導などにより、大気汚染物質の排出削減を促進します。＜重点プロジェクト3、P44参照＞
- 大気環境中の石綿（アスベスト）の常時監視を行うとともに、吹き付けアスベストの使用実態の把握や解体などによる飛散防止策の徹底を指導します。

イ 水環境の保全

- 下水道整備や未接続建物の所有者への接続指導のほか、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、芦田川などの公共用水域の水質保全に取り組みます。
- 国や県、民間団体などと連携して、河川などの浄化活動に取り組みます。

【関連計画：福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）】

【関連計画：福山市污水处理施設整備構想】

ウ 土壌環境の保全

- 有害物質による土壌汚染の状況を把握し、適正な措置や処理について指導することにより、土壌環境の保全に取り組みます。

2 騒音・振動、悪臭対策

ア 騒音・振動対策

- 環境騒音や道路交通騒音・振動などを調査するとともに、工場・事業場の監視、指導などにより、騒音・振動環境の改善を促進します。

イ 悪臭対策

- 臭気指数規制による工場・事業場の監視・指導や家畜排せつ物の適正な処理の指導などにより、悪臭の発生を防止します。

3 化学物質による環境リスクの低減

ア ダイオキシン類・VOC^{※20}対策

- 工場・事業場の監視、指導などにより、施設の適切な維持管理、排出基準の遵守を徹底します。

イ 化学物質の適正管理の推進

- 環境中への化学物質の排出量や移動量を把握するとともに、事業者の化学物質の自主的な管理の改善を促進します。

※20 VOC…Volatile Organic Compounds(揮発性有機化合物)の略で、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。大気中の光化学反応により、光化学オキシダントを引き起こす原因物質の一つとされている。

2 快適な住環境の形成



●現状と課題

- 国は、6月5日（世界環境デー）を中心とした適当な日を「環境美化行動の日」と定め、環境美化行動の実施を広く呼び掛けています。
- また、2004年（平成16年）に景観緑三法^{※21}を定め、都市における緑地の保全・緑化の推進、都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境を形成するほか、都市などにおける良好な景観の形成を図っています。
- 本市では、美しく快適な生活環境の保全と良好な都市環境を形成するため、2022年（令和4年）に「福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例」を施行しました。市内の環境美化を推進するため、一斉清掃の実施や路上喫煙の防止対策、啓発看板の設置などに取り組んでいます。
- 市街地における緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備などにより、みどり豊かなまちづくりを進めるとともに、2011年（平成23年）9月には、「福山市景観条例」、2020年（令和2年）3月には「福山市福山城周辺景観地区条例」を定め、大規模開発行為の制限や啓発活動などにより、良好な景観形成に取り組んでいます。
- 快適な住環境は、都市の魅力を向上させるだけでなく、私たちの快適な暮らしに密接に関係しています。今後は、都市の魅力向上のほか、多様なニーズに対応するため、民間活力を活かした公園の維持管理、良好な都市景観の形成などの取組が求められています。

●施策の方向性

環境美化や緑化の推進、良好な都市景観の形成により、快適な住環境を形成します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
環境美化に対する満足度	32.4%	▶ 42%

※21 景観緑三法…「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称。

施策の内容

1 環境美化の推進

ア 一斉清掃の推進

- 全市一斉清掃や道路・河川のボランティア活動の支援、啓発看板の設置などにより、放置されたごみが少ないまちづくりを推進します。

イ 違法駐輪対策

- 道路上の違法駐輪に対する指導や公設の駐輪場への案内を強化します。

【関連計画：福山市自転車活用推進計画】

ウ 路上喫煙の防止対策

- たばこの吸い殻のポイ捨てや受動喫煙、火傷につながるおそれのある路上喫煙の防止を推進します。

2 都市景観の形成

ア 景観の保全

- 景観に大きな影響を与える可能性のある大規模行為について、良好な景観を形成するよう誘導、啓発します。

【関連計画：福山市景観計画】

イ 空家等の適正管理の促進

- 空家等の適正管理を促すとともに、空家等の発生の予防・抑制に取り組みます。

【関連計画：第2期福山市空家等対策計画】

3 緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備等

ア 緑地の保全・緑化の推進

- 市街地における緑地の保全や緑化の推進などにより、みどり豊かなまちづくりを進めるとともに、大規模開発行為の制限や啓発活動などにより、良好な景観形成に取り組みます。

イ 都市公園の整備等

- 都市の魅力向上のほか、多様なニーズに対応するため、民間活力を活かした公園の維持管理、良好な都市景観の形成などに取り組みます。

【関連計画：みどりの計画（福山市緑の基本計画）】